

府子本第 882 号
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律等の施行について

令和 3 年 5 月 28 日に公布された子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 50 号。以下「改正法」という。）については、令和 3 年 10 月 1 日から順次施行される。

また、児童手当法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 243 号）及び児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 60 号）が本日公布され、令和 4 年 6 月 1 日に施行される。

貴職におかれては、これらの施行に際し、下記の事項を十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）等に対して周知するとともに、その施行に遺漏のないようお願いしたい。このほか、別途通知する内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長通知及び事務連絡等を参照されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。また、条文や児童手当管理室長通知等の関係資料は、内閣府子ども・子育て本部のホームページに掲載している。

記

第 1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正関係

1 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項の追加

在宅で子育てを行う家庭等に効果的な支援を行っていくためには、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援において、各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図っていくことが重要であり、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関

する事項を追加し、令和4年4月1日から施行する。(法第61条第3項関係)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号。いわゆる「基本指針」)を年内に改正する予定であり、詳細はそちらを参照されたい。

2 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

新子育て安心プランの実現に必要な追加費用として一般事業主から拠出いただく拠出金1,000億円を、都道府県及び市町村以外の者が設置する満3歳未満保育認定子どもに係る保育所等運営費等の支給に要する費用に充当できるようにするため、子ども・子育て支援法第66条の3第1項に規定する拠出金を充当する割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更し、令和4年4月1日から施行する。(子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係)

3 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

企業において、従業員に対する育児休業の取得を促進することは、従業員がその置かれている環境に応じた、自らの選択に基づく子育てを行うことができる環境の整備につながるものであり、子育て支援として意義があると考えられる。そこで、子育て支援を積極的に行う事業主に対する助成制度を創設し、令和3年10月1日から施行する。(子ども・子育て支援法附則第14条の2関係)

制度の詳細は、別途定める実施要綱等において示す予定である。なお、内閣府において助成事務を行う団体を公募により選定予定であり、各都道府県・市町村が実施する事務は予定していない。

第2 児童手当法(昭和46年法律第73号)の一部改正関係

令和4年10月支給分から、児童手当(本則給付をいう。以下同じ。)が支給されない者のうち、その所得が一定の額未満のものに限り特例給付(児童手当法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。)を支給する措置を講じ、令和4年6月1日から施行する。(児童手当法附則第2条第1項関係)

1 特例給付を支給する者の所得上限額

特例給付を支給しないこととなる所得の額について、子ども2人及び年収103万円以内の配偶者がいる場合は、年収1,200万円相当を基準としている。児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)の規定としては、児童手当法第5条第1項に規定する扶養親族等(以下「扶養親族等」という。)及び同法附則第2条第1項に規定する児童(以下「児童」という。)がないときは858万円とし、扶養親族等又は児童があるときは1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは1人につき44万円)を加算した額を所得上限額とする。(児童手当法施行令第7条関係)

なお、当該所得上限額を超え、特例給付の対象外となった受給者は児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の受給資格を喪失することとなり、翌年所得上限額未満になった場合には、児童手当等を受給するためには、新たに市町村に認定請求をする必要がある。

2 特例給付の支給判定に用いる所得の範囲及びその額の計算方法

特例給付の支給判定に用いる所得の範囲及びその額の計算方法について、児童手当の支給判定に用いる所得の範囲及び所得の額の計算方法と同様とし、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定によることとし、それぞれの規定を準用する。（児童手当法施行令第8条関係）

3 特例給付の支給判定に用いる所得の区分

特例給付の所得要件に該当するか判定する際に用いる所得について、児童手当の支給判定に用いる所得と同様、1月から5月までの月分の給付については前々年の所得、6月から12月までの月分の給付については前年の所得とする。（児童手当法施行令第9条関係）

4 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）の一部改正

改正法による児童手当法の一部改正に伴う必要な規定の整備を行うとともに、併せて、受給者の負担軽減等のため、令和4年分から、現況届の一律の提出義務を見直し、市町村長が、届出により届けられるべき内容を公簿等によって確認することができるときは、現況届を省略可能とする規定を設け、現況届の提出を原則不要とすることとする。（児童手当法施行規則第4条第3項関係）

毎年6月1日現在の状況を公簿等により確認できず、現況届の省略の対象とはならず、引き続き現況届が必要な受給者としては、

- ・ 住民基本台帳上で住所地を把握できない、法人である未成年後見人
- ・ 児童手当法第4条第4項の支給要件に該当する者（いわゆる同居父母）のうち6月1日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者
- ・ 住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
- ・ 児童手当等に係る戸籍及び住民基本台帳上に記載のない児童（いわゆる無戸籍児童）に係る一般受給者
- ・ 施設等受給者
- ・ その他市町村等で現況届の提出が必要と判断された者

が該当する。

また、3歳未満の児童手当支給対象児童が存在しない請求者及び受給者の被用者又は被用者等でない者の別については、事業主拠出金による負担額の算定に関わらないものであるため、認定請求時及び額改定請求時並びにその内容に変更があった際の届出により確認することとし、その事実を確認する資料の提出について現況届時には求めない。

(児童手当法施行規則第 1 条の 4 第 2 項第 10 号関係)

なお、受給者や配偶者の所得情報等については、個人番号を取得した上で公簿等により確認できる情報であることを明示している。(児童手当法施行規則第 1 条の 4 第 2 項第 8 号関係)

詳細は児童手当管理室長通知等を参照されたい。

第 3 検討規定等関係

1 検討規定

改正法附則第 2 条において「政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童手当の支給を受ける者の児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。」と規定されており、これに沿って検討することとなる。

2 経過措置

第 2 の 1 から 3 については、令和 4 年 10 月支給分の特例給付の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の特例給付の支給については、なお従前の例によるものとする。

3 各都道府県・市町村における施行準備に係る支援

第 2 のとおり特例給付の見直しについては令和 4 年 10 月支給分から適用されるが、施行にむけた準備が円滑に実施できるよう、各都道府県・市町村のシステムの改修費等について、全額国庫負担により補助することとしており、詳細は別途通知する。